

お客さま各位

「有価証券取引規定集」改定のお知らせ

平素より、格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫ではお客さまの資産保護のため「有価証券取引規定集」を改定し、**NISA 口座開設をお申込みいただいた後、2～3 週間後に税務署からの開設通知を受領してから投資信託の買付のお申込み等をお受けすることといたします。**すでに NISA 口座をご開設いただいているお客さまは、いままでどおりお取引いただけます。合わせて、「有価証券取引規定集」の各約款・規定に「電子サイン取引規定」の文言の追加を行います。

改定後の規定は、改定前からお取引をいただいているお客さまにも適用されますので予めご了承ください。

ご不明な点がございましたら、お取引店または下記の連絡先までお問合せ下さい。

記

1. 改定日

2025年1月6日（月）

2. 主な改定内容

<NISA 口座での投資信託買付のお申込み等について>

- 対象約款
 - V. 非課税口座約款
- 【第2条】非課税口座開設届出書等の提出等

改定後	改定前
<p>(7) <u>当金庫が申込者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当金庫は、原則として、当該届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当金庫においては、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、申込者からの投資信託の募集または買付の申込み等を受け付けないことといたします。</u></p> <p>ただし、申込者が当金庫に対して「非課税口座開設届出書」をご提出され、当金庫において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが <u>2025年1月1日以降に判明し、租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった</u></p>	<p>(7) 申込者が当金庫に対して「非課税口座開設届出書」をご提出され、当金庫において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。</p> <p>(以下略)</p>

<p>場合、当該非課税口座に該当しない口座で 2024年12月31日以前に行っていた取引については、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。 (以下略)</p>	
<p>(削除)</p>	<p>(8) 当金庫が申込者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当金庫は、原則として、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定、累積投資勘定または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日までは、当該非課税口座に係る投信インターネットサービスの利用（投資信託の募集または買付の申込み、定時定額購入取引に係る契約の申込み等）はできません。</p>

- 上記の他、税制改正により取り扱いが終了した条文の削除を行います。

<電子サイン取引規定について>

- 対象約款
 - Ⅱ. 投資信託約款集【浜松いわた信用金庫投信取引約款第1条、自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）第1条】
 - Ⅲ. 特定口座約款【第1条】
 - Ⅳ. 「浜松いわた信用金庫積立投信（定時定額購入取引）」取扱規定【第10条】
 - Ⅴ. 非課税口座約款【第1条】
- 上記の各約款・規定の各条文に「電子サイン取引規定」の文言を追加します。
- 「電子サイン取引規定」は当金庫で導入を予定しているタブレット端末を利用したシステムで投資信託のお取引を電子サインで取り扱う際の規定です。[こちら](#)をご確認ください。

3. 改定後の「有価証券取引規定集」

[こちら](#)をご確認ください。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】
 営業店窓口 もしくは
 営業統括部 お客様サービス課
 TEL : 0120-307-804（平日 9 : 00～17 : 00）